

○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改 正 案	現 行
（適格機関投資家の範囲） 第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。 一〇九 （略） 十 株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十二条第一項第一号並びに第二号イ及びハに掲げる業務を行う場合に限る。） 十一〇 二十六 （略） 二〇 一二 （略）	（適格機関投資家の範囲） 第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。 一〇九 （略） 十 （削除） 十一〇 二十六 （略） 二〇 一二 （略）